

特定非営利活動法人 未来を映すプロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 未来を映すプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会課題を映像の力によって可視化し、共感と理解を広げることで、誰もが安心して暮らせる社会の実現に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 社会課題に関する映画製作・映像製作事業
- (2) 社会課題に関する映画の広報活動事業
- (3) 上映会・講演会等の企画・運営事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方

法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えないなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもつて招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会において議決しなければならない。

- 2 理事会において議決したこの法人の事業計画及び活動予算については、総会において報告しなければならない。
- 3 年度の途中において事業計画及び活動予算を理事会において変更した場合、書面又は電磁的方法をもって正会員に通知しなければならない。

(暫定予算)

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

- 2 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 2 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 2 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(臨機の措置)

- 2 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 渡邊 譲

副理事長 高杉圭一

副理事長 辻川洋佑

監事 角田拳士朗

3 この法人の設立時の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年4月30日までとする。

4 この法人の設立時の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立時の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年4月30日までとする。

6 この法人の設立時の入会金及び会費は免除するものとする。

役員名簿

法人名	特定非営利活動法人未来を映すプロジェクト
-----	----------------------

役名	氏名	住所または居所	報酬の有無
理事長	渡邊 譲		なし
副理事長	高杉圭一		なし
副理事長	辻川洋佑		なし
監事	角田拳士朗		なし

- 注1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。

設立趣旨書

1. 設立の趣旨

現代社会において、「障がい者の親なきあと問題」や「成年後見制度」などの福祉課題は、当事者やその家族にとって極めて重要な問題であるにもかかわらず、社会全体での認識が十分に広がっているとは言えません。これらの問題は、制度の複雑さや情報の不足、関心を持つ機会の少なさなどにより、多くの人々にとって「遠い話」として捉えられがちです。しかし、誰もが歳を重ね、人生のさまざまな局面で支えを必要とする場面に直面する可能性があります。

私たちは、映画の力を通じて、こうした社会課題を広く伝え、当事者だけでなく、より多くの人々に関心を持ってもらうことができると考えています。映像は、単なる情報の提供にとどまらず、見る人の感情に訴え、共感を生み出し、行動を促す力を持っています。映画を通じて社会課題を「自分ごと」として捉えてもらうことで、支え合う社会の実現につながると信じています。

この法人は、映画製作を通じて社会課題を可視化し、共感と理解を広げることを目的に設立されました。私たちの作品は、単なる娯楽ではなく、社会に変化をもたらすメッセージを持ったものとし、障がい者の親なきあと問題をはじめとする福祉や権利擁護の課題に光を当てる 것을使命とします。

また、本法人では、映画製作だけでなく、上映会や対話の場を設けることで、地域社会における議論の活性化を促し、問題解決に向けた具体的なアクションへつなげる活動を行います。さらに、関係機関や専門家と連携し、必要な情報を発信することで、当事者や支援者にとって実際に役立つリソースを提供します。

本法人の活動を通じて、映画が社会を変えるきっかけとなり、誰もが安心して暮らせる未来を創ることができると確信しています。私たちは、同じ志を持つ皆様とともに、映画を通じた社会変革に取り組んでまいります。

2. 設立の経緯

法人の設立代表者である渡邊護は、平成29年から「障がい者の親なきあと問題相談室ファミリア」として、市民からの親なきあと問題の相談を受け続け、これまで様々な親なきあと問題に向き合ってきました。その活動を通じて、「親なきあと問題」や「成年後見制度」に関する課題の深刻さを改めて実感するようになりました。

こうした課題を広く市民に発信し、社会全体で考えるきっかけをつくるにはどうすればよいか、模索を重ねた結果、最も効果的な手段として「映画」にたどり着きました。書籍や講演会ではなかなか届きにくい層にも、映画ならば感情に訴えかけ、視覚的に強い印象を残すことができると思ったのです。

そこで、映画製作の具体的な道筋をつけるため、映画監督の坪川拓史氏と協議を重ね、構想を練り始めました。専門的な知識や経験を持つクリエイターと協力することで、より多くの人に訴えかける作品を制作できると確信し、準備を進めてきました。

そして、多くの方が関わるプロジェクトとなった今、映画製作を適正に進めるための基盤を整える必要があると考え、「特定非営利活動法人 未来を映すプロジェクト」を設立するに至りました。

令和7年4月14日
特定非営利活動法人 未来を映すプロジェクト
設立代表者 渡邊 護

設立当初の事業年度の事業計画書
法人設立日から令和8年4月30日まで

特定非営利活動法人 未来を映すプロジェクト

1 事業実施の方針

初年度は、映画製作資金の寄付を募りながら、映画製作の打ち合わせを進める。

2 事業の実施に関する事項 特定非営利活動に係る事業

(1) 社会課題に関する映画製作・映像製作事業

① 脚本の作成を行う。

- ・内 容：脚本家との打ち合わせ
- ・日 程：月1回程度で6か月程度
- ・場 所：ZOOMまたは当法人事務所にて
- ・従事者：理事3名
- ・対象者：なし
- ・予 算：脚本家への依頼費用 金20万円

(2) 社会課題に関する映画の広報活動事業

① 脚本をもとに映画の広報活動を行う。

- ・内 容：地道に個人・企業をめぐり映画の内容を説明する
- ・日 程：不定期
- ・場 所：未定
- ・従事者：理事3名
- ・対象者：市内の個人・起業
- ・予 算：交通費 金5万円

(3) 上映会・講演会等の企画・運営事業

今期の具体的な実施予定はなし。

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

今期の具体的な実施予定はなし。

事業年度2期目の事業年度の事業計画書
令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

特定非営利活動法人 未来を映すプロジェクト

1 事業実施の方針

事業年度2期目は、映画製作を開始から完了まで行い、映画の広報活動と上映を行う。

2 事業の実施に関する事項 特定非営利活動に係る事業

(1) 社会課題に関する映画製作・映像製作事業

① 映画の撮影を行う。

- ・内 容：俳優の手配
- ・日 程：令和8年5月1日～令和8年11月1日
- ・場 所：札幌市内でロケ地選定
- ・従事者：理事3名
- ・対象者：なし
- ・予 算：映画製作費 金1500万円

(2) 社会課題に関する映画の広報活動事業

① 映画のポスターを貼る。

- ・内 容：全国各地にて映画ポスターを貼る
- ・日 程：令和8年9月1日～映画公開終了まで
- ・場 所：未定
- ・従事者：理事3名
- ・対象者：全国民
- ・予 算：ポスター印刷費 金10万円
郵送費 金6万円

② 映画の宣伝広告を展開する。

- ・内 容：各媒体において映画の宣伝広告を行う
- ・日 程：令和8年9月1日～映画公開終了まで
- ・場 所：未定
- ・従事者：理事3名
- ・対象者：全国民
- ・予 算：広告費 金484万円

(3) 上映会・講演会等の企画・運営事業

①映画の上映を行う。

- ・内 容：各地において、映画の上映を行う
- ・日 程：令和8年12月頃～
- ・場 所：未定
- ・従事者：理事3名
- ・対象者：全国民
- ・予 算：なし

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

今期の具体的な実施予定はなし。

活動予算書
当法人設立から令和8年4月30日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 未来を映すプロジェクト

(単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	¥0 ¥0
2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	¥250,000
合計	¥250,000
3. 受取助成金等 受取民間助成金 公的助成金	¥0 ¥0
合計	¥0
4. 事業収益	¥0
5. その他収益 受取利息 雑収益 協賛金収入	¥0 ¥0 ¥0
経常収益計	合計 ¥250,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 外注費	¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥200,000
人件費計	¥200,000
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 消耗品費 減価償却費 支払利息 業務委託費	¥50,000 ¥0 ¥0
その他経費計	¥50,000
事業費計	¥250,000
2. 管理費	
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職金準備金 福利厚生費	

その他の経費	合計	¥0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
消耗品			
印刷費			
賃借料他			
光熱費	合計	¥0	
管理費用計	合計	¥0	¥250,000
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	¥0		
.....		¥0	
経常外収益計		¥0	¥0
IV 経常外費用		¥0	
1. 過年度損益修正損	¥0		
.....		¥0	
経常外費用計		¥0	¥0
当期正味財産増減額			
設立時正味財産額	¥0		
次期繰越正味財産額			¥0

活動予算書
令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 未来を映すプロジェクト

(単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
・正会員受取会費	¥300,000
・賛助会員受取会費	¥0
2. 正会員入会金	¥0
3. 受取寄附金	¥20,000,000
4. 施設等受入評価益	¥0
5. 受取助成金等	
・受取民間助成金	¥0
・公的助成金	¥0
6. 事業収益	¥0
7. その他収益	
受取利息	¥0
雑収益	¥0
協賛金収入	¥0
経常収益計	合計 ¥20,300,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	¥0
法定福利費	¥0
退職給付費用	¥0
福利厚生費	¥0
映画製作費	¥15,000,000
人件費計	¥15,000,000
(2) その他経費	
広告宣伝費	¥4,840,000
印刷費	¥100,000
郵送費	¥60,000
旅費交通費	¥0
消耗品費	¥0
減価償却費	¥0
支払利息	¥0
出演料	¥0
その他経費計	¥5,000,000
事業費計	¥20,000,000

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥0		
給料手当	¥0		
法定福利費	¥0		
退職金準備金	¥0		
福利厚生費	¥0		
その他の経費	¥0		
	人件費計		¥0
(2) その他経費			
会議費	¥0		
旅費交通費	¥0		
消耗品	¥0		
印刷費	¥0		
事務所賃借料他	¥0		
事務所水道光熱費	¥0		
	その他経費計		¥0
	管理費計		合計 ¥0
経常費用計			¥20,000,000
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	¥0		
		¥0	
経常外収益計			¥0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	¥0		
		¥0	
経常外費用計			¥0
当期正味財産増減額			¥300,000
前期繰越正味財産額			¥0
次期繰越正味財産額			¥300,000